

Q 前回、警察官や検察官といった捜査機関に対しては、真実をありのままに話すべきだということでした。そして、注意が必要なのは、やっていないことは絶対に認めないことだということでした。これはなぜなのでしょう？

A 自分のやってしまったことが犯罪に当たるのであれば、そのことに対する責任は取るべきです。しかし、一言に犯罪といっても多種多様です。同じ窃盗でも、その動機、犯行に至った経緯、共犯の有無・関与の程度、窃盗品の価値、窃取の態様、犯行後の行動、犯行発覚後の被害回復の有無・程度等、ひとつとして同じ事件というものはありません。

そして、処分を決めるにあたっては、それらの個別具体的な事情が斟酌されるのです。

Q 同じ窃盗でも個別具体的な事情によって処分の軽重が変わりうるということですね？

A そうです。ですから、瑣末なことだからといって、捜査官の言うとおりに認めてしまっただけでは、後で重い処分が下されるおそれがあるのです。

コラム Q & A

逮捕されたとき
② 求められたとき、警察に任意出頭を

Q 捜査のときに捜査官に言ったことを、後の裁判において訂正することはできないのですか？

A 捜査のときに捜査官に言った内容は、調書にまとめられ、その内容を読み聞かせられた上で署名押印を求められます。調書に署名押印をしてしまった以上、後で裁判の席上で訂正したり、真実と異なると主張したりすることは、實際上、不可能に近いです。

Q だから、捜査官に取り調べに対して、やっていないことは絶対に認めてはならないのですね？

A その通りです。調書の内容が、自分の説明と異なる場合には、絶対に署名押印してはなりません。一般人の感覚では細かなニュアンスの違いのように思えることであっても、裁判では重要な違いになる可能性があります。ですから、どんなに瑣末に思える点であっても、自分の認識と違う点については、必ず訂正を求め、訂正されない場合には署名押印しないというのが鉄則です。